

# 平成20年第8回教育委員会記録

平成20年5月28日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成20年5月28日(水)午後2時00分～午後2時29分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理 長者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育部 教育改革担当 森 仁司

庶務課長 中村 一郎 教課 育人事企画 種村 明頼

教育委員会事務局 筒井 鉄也 学校適正配置 徳 嵩 淳一  
統括指導主事

学務課長 加藤 貴幸 社会教育 森 田 師郎  
入スポーツ課長

郷土博物館長 村上 茂 済美教育 小 澄 龍太郎  
センター所長

済美教育 坂田 篤 済美教育 田 中 稔  
センター所長 統括指導主事

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 6名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- (1) 議案第49号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第50号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等  
の一部を改正する条例

(3) 議案第51号 損害の賠償について

(4) 議案第52号 平成20年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

**(報告事項)**

(1) 温水プールにおける時間延長について

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 報告事項

(1) 温水プールにおける時間延長について・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第49号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 5

議案第50号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

議案第51号 損害の賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議案第52号 平成20年度杉並区一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・ 8

**委員長** では、定刻になりましたので教育委員会を始めさせていただきます。

ご多忙のところありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。本日、第8回の教育委員会定例会でございます。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いします。

大藏委員長職務代理者はちょっとご都合によりまして、幾らか遅れてこられると思います。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が1件、議案が4件となっております。

日程第3、議案第50号、日程第4、議案第51号、日程第5、議案第52号は、平成20年第2回区議会定例会の提出予定議案でありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、以上の議案の審議につきましては、同法律第13条によりまして、会議を非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第50号、議案第51号、議案第52号の審議は、非公開とさせていただきます。

では、最初に日程第1、報告事項に入らせていただきたいと思います。

「温水プールにおける時間延長について」でございまして、社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私のほうから、「温水プールにおける時間延長について」、ご報告させていただきます。

昨年も行っておりますが、指定管理者である財団法人杉並区スポーツ振興財団から、温水プールの夜間時間帯の利用時間を延長したいという申し出がございまして、昨年同様、午前9時から午後10時まで、午後9時からの1時間延長を6月1日から9月15日までということで実施したいと存じます。上井草スポーツセンターでは18年度から行っておりましたが、そのことを受けまして、杉並区スポーツ振興財団としても19年度から1時間延長を行ったものでございます。

なお、3カ月余りの間に、昨年の実績では1時間の延長に伴いまして、2,500名余の利用者の増加がございました。そういうこともございまして、引き続き今年度も実施するというところで報告するものでございます。

以上でございます。

**委員長** ただいまのご説明にご質問などございましたらお願いします。

温水プールをやられているところは、上井草とどこかありましたね。

**社会教育スポーツ課長** あとは杉十小温水プールですね。杉十は私どもの直営プールになってお

りますので、所定の午前9時から午後9時までということでやらせていただいております。

**委員長** 杉十はちょっと時間が短くなりますね。

**社会教育スポーツ課長** はい。1時間というか、通常のオープン時間帯ですね。ほか2カ所につきましては、いわゆる指定管理者という立場で行っておりますので、そういう意味で自主事業的な事業拡大という考え方をとらせていただいております。

**委員長** 杉十も今後変える見込みはないんですか。

**社会教育スポーツ課長** 今のところは9時までということで考えておりますけれども、状況を勘案しながら、ご要望も含めて見ていきたいと思っております。高井戸も交通の便もいいところがございますので、そういう意味ではより使いやすいのかなと。通常の勤務者の利用時間ということも想定して1時間延長という形をとらせていただいているものでございます。

**委員長** ございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、ございませんようですので、以上で報告事項の聴取を終わります。

では、次に議案の審議に入ります。

日程第2、議案第49号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、私のほうから議案第49号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

現在、杉並区教育委員会が設置管理しております教職員用の住宅は、家族用として16戸、独身用として8戸、計24戸でございます。この住宅への入居対象になっている教職員は、都費負担の学校職員としておりますが、この対象に区費教員を加えるため、改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。

教職員の定義を定める第2条に、学校教育職員、これは区費職員になりますが、学校教育職員を加えるほか、文言の整理を行うものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用することとしてございます。また、改正附則の第2項として、施行日以前に行われた入居の手続きは適正なものであることを確認するための規定を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**委員長** ではただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

教育委員会の実情を踏まえれば当然のことだと思います。何かございますか。

**宮坂委員** 言葉の解釈なんですけれども、教職員と学校教育職員の違いというのは、都費によるか、区費によるか、そういうことなんですね。

**庶務課長** そういうことです。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。議案第49号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第49号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

それでは、会議の冒頭でお諮りしましたように、恐縮でございますが、ここからは非公開とさせていただきます。

**庶務課長** これから非公開となりますので、次回の日程だけご報告させていただきます。

次回の日程でございますが、6月11日、水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしく願いいたします。

(傍聴人退出)

**委員長** では、審議を再開いたします。

日程第3、議案第50号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、引き続き私のほうから、議案第50号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

「学校教育法」の一部改正により、本年4月1日から学校の組織運営体制及び指導体制の確立を図るために、小中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができるようになりました。この改正を受けまして、区立学校に学校教育法上の職としての副校長、主幹教諭を置くこととし、また学校における食育を推進するため栄養教諭を置くことができるよう、これは3月26日の本教育委員会におきまして、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正したところでございます。この改正により、本年4月都費負担のこれまで呼称であった副校長を、学校教育法上の副校長とし、都独自の主幹を学校教育法上の主幹教諭に切り替えました。また、区立学校に勤務していた栄養職員1名が栄養教諭の資格を取得したことから、栄養教諭として任用しているところでございます。

このことに伴いまして、区費の学校教育職員につきましても主幹教諭、副校長とすることができるように、また栄養教諭につきましても規定を整備しておくため、勤務時間、給与等を定める各条例について、その定義を改める必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

条例の改正に当たりまして、関連する3件の条例につきまして、条建てで改正することとしてございます。これも新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条におきまして、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を、第2条におきまして、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」、第3条におきまして、「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」、これをそれぞれ改正するものでございます。

改正の内容でございますが、各条例とも学校教育職員の定義を定める第2条に副校長、主幹教諭及び栄養教諭を加えるほか、文言の整理を行うものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**委員長** では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

中身はよろしいんですが、やっぱり行政用語だと思うんですけども、2ページ目のところで第2条中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。この「下」というのが気になりますね。普通僕らが使う言葉は「後に」とかですよ。上下というのは、あまりいい言葉じゃないんじゃないかなと思うんですけど。

**庶務課長** 通常、法律の説明の中でそういう表現を使っているんですが、ご指摘のとおりかもしれません。あとは、縦書きでございますので、要は物理的にいう上下。身分的にどうこうということでは当然なくて、縦書きでするのでその後ろにつながるものとしての下と、そういうことです。

**委員長** でも、下に書かれた人はあんまりいい感じがしないですね、気分的に。

**宮坂委員** もう一つ、これも特別大きな問題じゃないんですけども、副校長、教頭という言葉はまだきちっと残っているんですね。

**庶務課長** はい、そうです。

**宮坂委員** どっちが普通なんですか、副校長と教頭。

**庶務課長** 基本的には、今回法定された副校長というのは、すなわち一定の権限を与えられて、その中の校務を実際につかさどる、権限を行使するという職務、これが新たな法で定められた副校長という形になります。教頭というのは、いわゆる校務を整理するというか、校長のもとで



すね。

**宮坂委員** 副校長じゃない教頭先生もいることは事実ですね。

**庶務課長** そうです。当然併用というか、副校長を置くときは教頭を置かないことができますので、そういった形も当然あり得ます。しかし、区立学校においては、全ての教頭を学校教育法上の副校長としましたので教頭はおりません。

**委員長** ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** ではお諮りしてよろしいでしょうか。

では、議案第50号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第50号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第4、議案第51号「損害の賠償について」を上程し、審議いたします。

庶務課長からお願いします。

**庶務課長** それでは引き続き、議案第51号「損害の賠償について」、ご説明を申し上げます。

賠償の金額は650万円、賠償する相手方は区内にお住まいの女性でございます。賠償の理由でございますが、平成19年2月16日、桃井第五小学校の学校行事として区立妙正寺公園で実施したマラソン大会において、児童が散歩中の女性に接触したことからその女性が転倒し、右大腿骨頸部を骨折する傷害を負ったため、人工骨頭置換術を受けましたが、その関節の機能に後遺障害が残ったというものでございます。事故後、被害者の代理弁護士と賠償額について話し合いをしましてまいりましたが、このたび先ほど申し上げました賠償額で合意できることとなりましたので、ご提案するものでございます。今後、議会での議決後に示談書を取り交わすこととなります。

以上でご説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。議案第51号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第51号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第5、議案第52号「平成20年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」を上程

し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして議案第52号「平成20年度杉並区一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明を申し上げます。

内容につきましては、予算概要の1ページでございます4事業でございます。

まず最初の項目、「地域教育改革の推進」についてでございますが、地域の方々に学校を支えていただく学校支援本部の事業、これにつきましては複数の学校でようやく定着をしております。今回の補正予算は、その学校支援本部に対する助成をさらに充実させ、活動を活性化させるものでございます。この地域が支える学校づくりにつきましては、国の新たな教育政策として位置づけられており、文部科学省は全国1,800カ所に学校支援地域本部の設置を促すため、支出金としての予算を20年度計上してございます。今回の補正予算も特定財源として、この国からの支出金を受けるものでございます。

次に、小学校、中学校、幼稚園の耐震改修にかかわる経費を後段の3項目として計上してございます。まず、幼稚園のところ、維持管理となっておりますが、内容としてはこれも耐震改修にかかわる経費、下高井戸、成田西、高井戸西、西荻北の4園を対象とした耐震診断に係る経費でございます。小学校の耐震改修につきましては、杉並第一小学校、杉並第二小学校、和泉小学校において、耐震診断を行います。また、大宮小学校、東田小学校、富士見丘小学校において、既に実施した診断結果に基づいて、こちらのほうは耐震設計を行ってまいります。同じく中学校につきましては、中瀬中学校で耐震診断、神明中学校で改修設計を行ってまいります。いずれにしましても、区立学校の耐震改修は、児童・生徒の安全に関わる学校の教育環境整備の中でも最優先課題でございますので、計画に基づき着実に進めてまいります。

私からの説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**委員長** ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

**大蔵委員** これは、区でこういう改修をしたいといえ、これだけの財源の助成がつくんですか。それとも、都がそういうふうにしなさいと言って、それに対して区がこれだけのものを出すということですか。

**学校適正配置担当課長** 今回のこの部分については、耐震診断に係る部分について必要な国からの交付金、補助金を受けられるということでございまして、既存の制度に則った対応でございます。

**委員長** それこそどうなるかわからないですけれども、中国の地震被害の状況等を見て、こういう耐震校舎の建設というのを早めて、それから、国のそういう負担金というかを多くして、法律

を今急ピッチで準備していますよね。例えば、そういう法案が通った後は、こういったもう既にやり始めたものについては、どういう関係になりますか、お金の上で。違ったり何かした場合。

**学校適正配置担当課長** 現在の国におけるそういった動向については、我々も注視しているところでございますけれども、いずれにしてもそういう新しい制度ができたときに、今後改築等の際にはそういうものを十分活用していくということになるかと存じます。今回は、先ほど庶務課長からもありましたとおり、人命最優先の観点から、緊急対応として耐震改修を行うための設計等ということでございます。

**委員長** はい。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、ご意見ございませんようですので、お諮りします。

議案第52号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議ございませんようですので、議案第52号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

これで、予定されました日程、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。